

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人HLA研究所（以下「当法人」という。）定款第12条及び第26条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 当法人は役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員等には、その職責に応じて月額報酬を支給する。
- 3 前項に定める報酬のほか、月額報酬を支給する役員等には、第7条に規定する退職慰労金を支給することができる。
- 4 役員等が、当法人の評議員会及び理事会に出席したときは、別表1に基づき、日額報酬を支給する。ただし、月額報酬を支給する役員等に対しては、当該日額報酬を支給しない。

(報酬の支払方法)

第3条 役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 役員等が報酬の全部又は一部につき本人指定の金融機関口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第4条 役員等の月額報酬は、その月の月額的全額を翌月25日に支給する。

- 2 役員等の日額報酬は、その月の日額的全額を翌月25日に支給する。
- 3 支給日が休日に当たるときは、その前営業日に繰り上げて支給するものとする。

(定例報酬の決定基準)

第5条 理事の定例報酬月額は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表2に基づき、その職務、資格等を勘案し、理事会で決定する年額報酬の12分の1とする。

- 2 監事の定例報酬月額は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表2に基づき、その職務、資格等を勘案し、監事の協議によって決定する年額報酬の12分の1とする。
- 3 評議員の定例報酬月額は、定款において定められた総額の範囲内において、別表2に基づき、その職務、資格等を勘案し、評議員会で決定する年額報酬の12分の1とする。

(就任・退任等の場合における報酬の取扱い)

第6条 月の途中で新たに役員に就任した場合、又は退任・解任等の場合におけるその月の月額報酬は、日割計算等を行わず1ヶ月分を支給する。

(退職慰労金)

第7条 当法人は月額報酬を支給する役員等に対し、退職慰労金を支給することができる。

死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 役員等に対する退職慰労金は、下記の各項目を乗じて得られた金額を上限として評議員会において決定するものとする。

- ① 退任時報酬月額
- ② 役員在任年数。ただし、1年に満たない期間については、1年として計算するものとする。

- ③ 功績倍率

※ 功績倍率については下記の通り

(ア)理事長 1.5倍

(イ)副理事長 1.25倍

(ウ)理事 1倍

(エ)監事 0.5倍

(オ)評議員 0.5倍

(費用)

第8条 当法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

・この規程は、一般財団法人H L A研究所が認定法第4条に定める公益認定を受けた日から施行する。

・平成25年9月18日改訂

・令和元年6月7日改定